

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ウイングアーク1st株式会社			コード	4432
提出日	2025/5/7	異動（予定）日	2025/5/29		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が附議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山澤 光太郎	社外取締役	○													○		有
2	矢島 孝應	社外取締役	○													○		有
3	岡田 俊輔	社外取締役										○						
4	飯泉 香 (戸籍名：目次)	社外取締役	○													○		有
5	大江 修子	社外監査役	○										○					有
6	浅枝 芳隆	社外監査役	○													○		有
7	岩下 成規	社外監査役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		山澤光太郎氏は、日本銀行及び日本取引所グループでの豊富な経験と上場企業としてのコーポレート・ガバナンスに関する見識を有しており、多様な視点からの経営全般に関する助言及び適切な監督機能を期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
2		矢島孝應氏は、メーカーにおけるCIO（Chief Information Officer）としての経験や特定非営利活動法人CIO Loungeの理事長としてのIT業界における幅広い見識に基づき、経営全般とDXビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
3	岡田俊輔氏は、当社株式（自己株式を除く）の13.27%を保有する主要株主の東芝デジタルソリューションズ株式会社の親会社である株式会社東芝の上席常務執行役員であります。	岡田俊輔氏は、株式会社東芝での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般とデータビジネスの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。
4		飯泉香氏は、トレンドマイクロ株式会社での豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般、マーケティングおよび情報セキュリティの観点から有用な助言を行っていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
5	大江修子氏がパートナーを務めるTMI総合法律事務所は当社の顧問弁護士が所属している弁護士事務所です。当社の当事業年度における年間支払額は同事務所の総収入の1%未満です。	大江修子氏は、弁護士として法律に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
6		浅枝芳隆氏は、公認会計士として会計・財務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。
7		岩下成規氏は、最高財務責任者、コンプライアンス・オフィサー、コーポレート・コントローラー等の経験を通じて金融・財務及びコンプライアンスに関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役として監査機能の実効性を高めていただくことを期待し、選任しております。なお、同氏は取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないと判断したことから、独立役員に指定いたしました。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。